

# こども宅食事業

## おすそわけ便



社会的に孤立しがちな子育て世帯に、  
周囲に知られないような形で、  
定期的に食品等を届ける活動です。

### 「こども宅食」の趣旨

社会的に孤立しがちな子育て世帯に、周囲に知られないような形で、定期的に食品等を届ける活動が「こども宅食」です。  
利用希望する家庭が24時間申込できる体制で受付し、食品の受取は自宅への配達ほか、希望する指定場所を選べるように配慮して活動を行うことで、支援につながりにくい家庭とひたすら“つながり”続けることを目指すものです。

月1回くらいの  
食料支援では  
困窮家庭の役に  
立たないのでは？

日本の貧困の問題は…  
**相対的貧困！**

現代の日本の  
五所川原で、  
ごはんが食べられない  
家庭などあるのかしら？

食料を届けることが目的ではない

食料の配達を入口にして、つながりにくい家庭と **つながる活動** 

- ① 社会的に孤立した家庭とひたすら“つながり”続ける
- ② こども食堂とは違うアプローチで子育て世帯と“つながり”続ける
- ③ “つながり”続けることで、情報の提供と関係構築を続けていく



### 「こども宅食」の配達





食品等の寄付を各店舗で受けつけます。

偶数月 2月 4月 6月 8月 10月 12月 の1日は  
**フードドライブの日**として、  
 特設コーナーが設置されます。

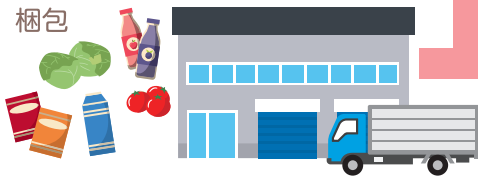
(上記以外の月でも受けつけておりますのでサービスカウンターまでお持ちください)

「こども宅食」の全体イメージ

① 市民や企業等から寄贈された食品等を受け入れ



② 食品等を管理して保管し、個別に梱包



④ 好きなものを選んで持ち帰るパントリー



③ 自宅に配達する、または指定場所で受取る



対象商品

生鮮食品以外全般を受けつけております。



参考例 ●お菓子 ●歯ブラシ ●インスタント、レトルト食品 ●ティッシュ、トイレトペーパー ●ジュース・飲料 など

ただし、食品等の寄贈については、未使用品を無料で受け入れるものとし、次に掲げるものについては受入しないものとします。

- 1 消費期限を経過しているもの
- 2 消費期限の残日数が1ヶ月に満たないもの並びに消費期限が確認できないもの
- 3 開封したもの
- 4 容器等が破損しているもの

- 5 廃棄物として一旦公に処理されたもの
- 6 定められた食品管理や衛生管理がなされていないもの
- 7 品質が保証できないもの、品質の保証が確認できないもの
- 8 その他、市社協会長が判断したもの